

地域計画（人・農地プラン）について

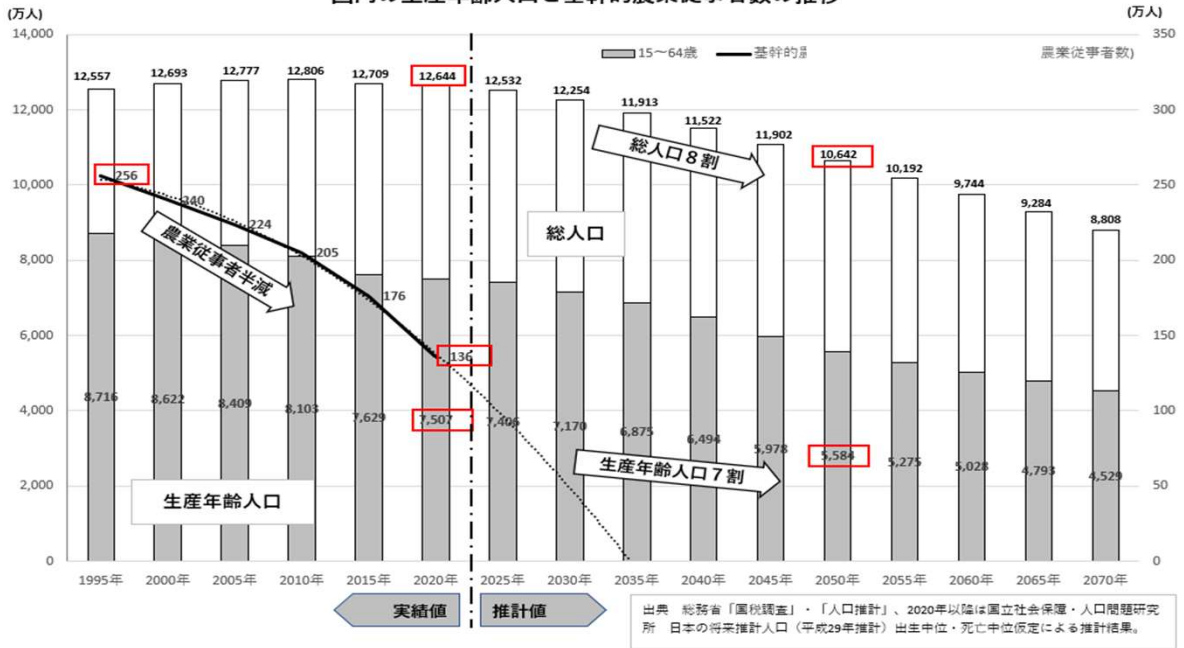
長野県北アルプス農業農村支援センター

1

- 1 農業・農村を取り巻く課題
- 2 地域計画とは
- 3 農業経営基盤強化促進法等の
一部改正のポイント
- 4 人・農地プランの検証

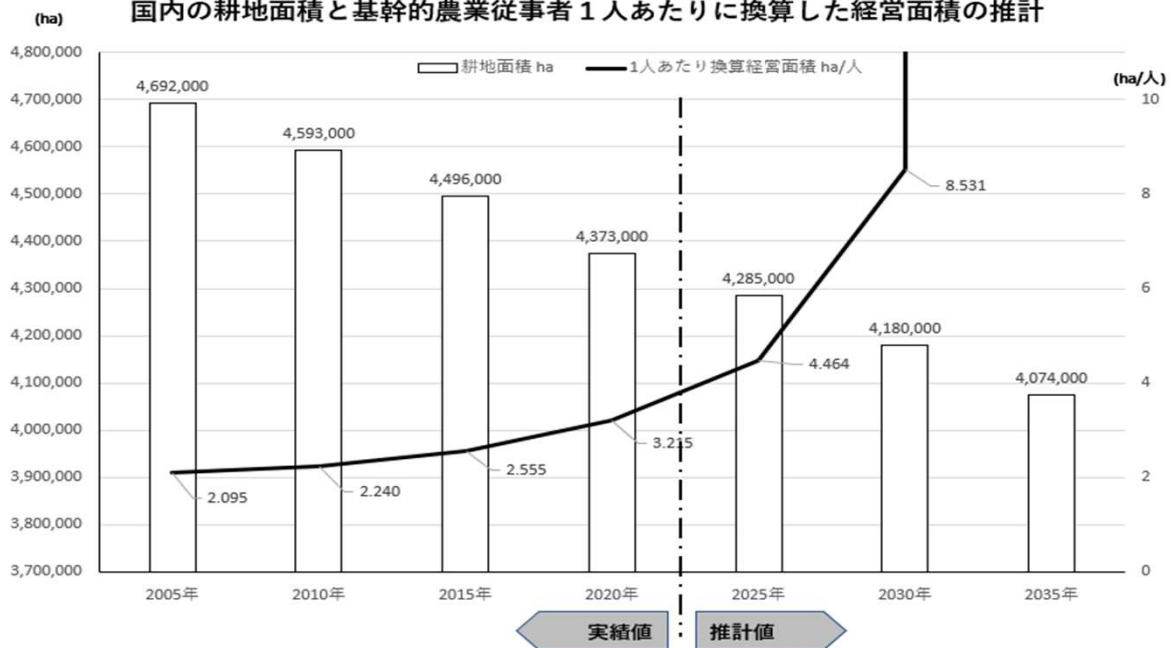
2

国内の生産年齢人口と基幹的農業従事者数の推移



3

国内の耕地面積と基幹的農業従事者1人あたりに換算した経営面積の推計



4

課題

- ①新規就農者等の育成
- ②優良な農地を守る
- ③担い手への農地集積

5

地域計画とは？

- ・ 意向の把握
- ・ 現状把握を反映した地図化
- ・ 地域の徹底した話し合い

人・農地プランの実質化

+

目標地図の作成

6

目標地図とは？

10年後の農地利用の姿を示した地図
 (一筆毎に将来の耕作者を明記)

担い手などの意向を確認し、
 将来の農地を誰が利用するか明確化

7

市町村が策定する最初の目標地図の記載イメージ (10年後)



8

ポイント①

地域計画の作成は義務

基本構想を策定している市町村は、
市街化区域以外について、
都市部、中山間地域の別にかかわらず
必ず作成する

9

ポイント②

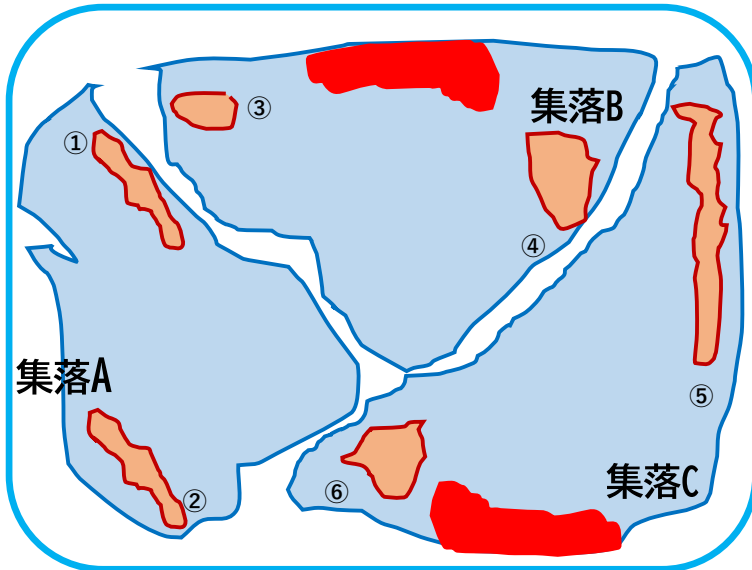
地域計画の話し合いにより

- ・ 守るべき農地（農業として利用）
- ・ 保全管理する農地
- ・ 農地として活用しない農地

を明確にする

10

どの農地をどのように利用していくのか明確化！



<農用地の区分>

農業上の利用
(目標地図を策定)

粗放的利用
(必要に応じ活性化計画を策定)

- ①放牧、②鳥獣緩衝帯
- ③緑肥作物、④燃料作物、
- ⑤植林、⑥蜜源作物等々

農業として利用不可
= 林地化

11

ポイント③

地域計画は、令和7年3月末までに策定することが必要!
残された「集落懇談・作業」の時間は意外に少ない!

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	残り
R4年度										集落懇談会適期			6月
R5年度										集落懇談会適期			12月
R6年度										意見聴取	説明会	公告	9+ 3月

R4年度を含め、調査・話し合い・作業等を計画的に進めることが必要

最終協議・農業者等への説明・公告
(縦覧2週間) 手続きの期間

12

人・農地プランの検証方法(例)

1 現状の確認

市町村が中心となって農業委員会、JAなど、関係者と一緒に実施

人・農地プランの地区ごとの状況を確認しよう！

① プランは「本当の意味で」実質化されているか？

十分な話し合いのもとに関係者がプランの存在を認知し、方向性を共有しているか

② プランを推進する「体制」はどうなっているか？

プラン実現のため、関係者がそれぞれ何をしてきた(している)か



- ・「地域計画」作成に向けた地ならしのための重要な作業
- ・事実を明らかにし、確認・共有することが目的

13

人・農地プランの検証方法(例)

2 課題・問題点の検討

明らかとなった事実をもとに、現状の課題や問題点を検討しよう！

① 今のプランの内容で、**本当に取組が進むか？**

② プランを推進する**体制は現状で良いか？**



- ・事実をもとに、うまく進んでいない点や、修正すべき点を明らかにしていくこと

14

地域計画作成にどう向き合うか

「地域計画」策定は、地域の農地の持続的な活用に向け、**「在りたい姿」を共有するチャンス!**

3つの大切な問い

- ① 自分たちの地域をどうしていきたいか
- ② 守りたい農地・保全したい農地はどこか
- ③ そのために何ができるか（したいか）

15

市町村を支援する現地機関支援チームを構成

農業農村支援センター	2名
地域振興局農地整備課	1名

話し合いの進め方、地域の方針など、
何でもご相談ください。

16